

## 社団法人 苫小牧青年会議所 褒 賞 規 則

- 第 1 条 (目 的)  
本規則は、青年会議所運動に貢献した委員会および会員にその活躍をたたえて褒賞し、青年会議所運動の発展に資することを目的とする。
- 第 2 条 (基 準)  
褒賞の基準は、毎年2月末日までに理事長が定める褒賞大綱による。
- 第 3 条 (分 類)  
褒賞は次のとおりとする。  
( 1 ) 最 優 秀 賞  
( 2 ) 優 秀 賞  
( 3 ) 特 別 賞
- 第 4 条 (審 査 会 議)  
理事長は毎年2月末日までに褒賞審査会議(以下、審査会議という)を設置しなければならない。  
2 審査会議の構成者は次のとおりとする。  
( 1 ) 理事長  
( 2 ) 監事  
( 3 ) 理事長の指名する理事3名
- 第 5 条 (申請の手続)  
褒賞に関する事項を担当する委員会(以下、委員会という)は第2条で定める褒賞大綱に基づき、褒賞申請要項を定める。
- 第 6 条 (審査および決定)  
褒賞は、審査会議が審査選考し決定する。
- 第 7 条 (賞状等の授与)  
褒賞は毎年、理事会で定めたる場において理事長が賞状及び記念品を贈呈し表彰する。

### 附 則

本変更規則は、平成18年1月1日より施行する。